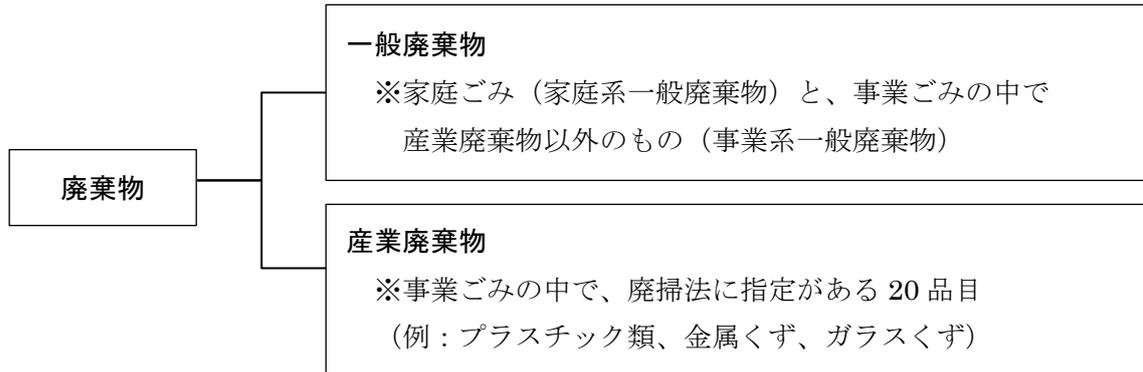


# 事業系廃棄物の処理について

環境局環境事業部事業廃棄物課

## 1 廃棄物の分類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法という。）により、廃棄物は次のように区分される。



第 1 図 廃掃法による廃棄物の分類

第 1 表 廃棄物の基本的な処理体系

廃棄物の種類		収集運搬を行う者 <sup>注1</sup>	処分を行う者 <sup>注2</sup>
家庭系	一般廃棄物	札幌市	札幌市
事業系	一般廃棄物	民間許可業者	札幌市
	産業廃棄物	民間許可業者	民間許可業者

注 1：このほかに、自らの廃棄物を運搬する（自己搬入）場合があります。

注 2：処分を行う者については、一部例外があります。

## 2 事業系一般廃棄物の処理状況と市の減量施策

### (1) 事業ごみの処理状況

札幌市一般廃棄物処理基本計画（スリムシティさっぽろ計画）及び札幌市一般廃棄物処理実施計画に基づいた処理を行っている。減量施策に重点を置いており、本市で処理した事業ごみ量は年々減少している。

第 2 表 事業ごみ量の推移

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
事業ごみ量(t)	280, 819	240, 287	227, 352	216, 455	213, 483

## (2) 市の減量施策

### ア 大規模事業所（延床面積 1,000m<sup>2</sup> 以上）に対する取組

条例に基づき、毎年「事業系廃棄物減量計画書」及び「事業系廃棄物処理実績報告書」の提出を受け、個別に各事業者に応じたごみの減量・リサイクルへの取組の指導などを行っている。

第3表 減量計画書・処理実績報告書の提出率等

	20年度	21年度	22年度	23年度
事業所数	934件	4,522件	4,546件	4,535件
提出率	84.8%	90.6%	91.2%	93.6%

### イ 小規模事業所（延床面積 1,000m<sup>2</sup> 未満）に対する取組（商店街等資源ごみ回収支援事業）

小規模事業所については、各事業所からの排出量が少ないためにリサイクルが進みづらい状況にあり、この課題の解消に向けて、商店街等地域団体単位でリサイクルを行うモデル事業や古紙等の資源物保管庫の設置費補助事業を行っている。

第4表 商店街における紙ごみリサイクルモデル事業の実施状況

	参加店舗数	開始年度	紙ごみ回収量	処理費用削減相当額
狸小路商店街	47	23年度	237トン	2,124万円
北24条商店街	47			
発寒北商店街	13	24年度		
豊平・美園・月寒商店街	30			

### 3 産業廃棄物の処理状況と市の施策

札幌市内の事業活動によって排出される産業廃棄物は、年間約 300 万トンであり、その処理責任は民間事業者が担っている。

排出量の約 8 割が「汚泥」であり、上下水道事業による汚泥がその大部分を占めているが、殆どが水分であり脱水することにより減量化している。この他の産業廃棄物としては、「廃プラスチック類」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」及び「建築系混合廃棄物」などの排出が多く、民間許可業者によりリサイクル処理等が進められている。

#### (1) 産業廃棄物の処理状況

平成 15 年度に比べると、平成 22 年度では最終処分量が約 50%削減されている。しかし、まだ再生利用の余地はあるにも関わらず、依然として最終処分されている廃棄物が多いのが現状。

第 5 表 市内産業廃棄物の処理状況 (単位：千トン)

種 類	平成 1 5 年度			平成 2 2 年度		
	排出量	再生利用量 (再生利用率)	最終処分量 (最終処分率)	排出量	再生利用率 (再生利用率)	最終処分量 (最終処分率)
汚 泥	2,052 271	50 (18%)	81 (4%)	2,215 240	129 (54%)	21 (1%)
廃プラスチック類	41	17 (41%)	17 (41%)	137	85 (62%)	34 (25%)
ガラスくず、コンクリートく ず及び陶磁器くず	76	40 (53%)	36 (47%)	48	35 (73%)	12 (25%)
建設系混合廃棄物	16	8 (49%)	8 (49%)	15	5 (33%)	9 (60%)
その他	762	635 (83%)	63 (8%)	468	421 (90%)	31 (7%)
合 計	2,947 1,166	750 (64%)	205 (7%)	2,883 908	675 (70%)	107 (4%)

※汚泥はその大部分を上下水道事業で排出しているが、殆どが水分であり脱水処理により減量化している。このため、排出量について、下段の数字は、上下水道汚泥の脱水処理を行った後の量を示している。また、再利用率も、上下水道汚泥の脱水処理を行った後の量を基に算出。

#### (2) 産業廃棄物処理に係る市の施策

##### ア 指導対策

平成 23 年度に、「第 3 次札幌市産業廃棄物処理指導計画」を策定し、札幌市が産業廃棄物排出事業者及び処理業者等に対して行う指導の方向性を定め、施策を体系化している。

### 第3次札幌市産業廃棄物処理指導計画

#### 【基本方針】

- 方針1 排出抑制、リサイクル及び適正処理の推進
- 方針2 市域内処理の推進
- 方針3 環境保全型まちづくりの推進

#### 【計画期間】

平成22年度から平成27年度まで（5年間）

#### 【数値目標：平成27年度】

- 1 排出量の抑制 … 290万トン以下
- 2 最終処分量の減量 … 8万トン以下
- 3 再生利用の促進 … 再生利用率80%以上
- 4 市域内処理の推進
  - ・市域外中間処理量の減量 … 30万トン以下
  - ・市域外最終処分量の減量 … 4万トン以下

## イ 主な関連施策

### ■札幌市発注工事における市域内処理の率先実行

産業廃棄物は、廃棄物処理法では広域処理を原則としているが、本市では、都市としての道義的・社会的責務の観点から、市域内処理を基本方針としている。

このため、札幌市が発注する公共工事等から排出される産業廃棄物について、市内に対応可能な処理施設がある場合は、できる限り市域内で処理することとしており、民間事業者による市域内処理を促進するためにも、市自らが率先して市域内処理を実行している。

### ■産業廃棄物処理施設設置の際の市の協力

平成18年に、市独自の配慮基準を含めた、札幌市産業廃棄物処理施設設置等ガイドラインを策定し、本市に必要な産業廃棄物処理施設の誘致を進めている。

第三者機関（評価委員会）に、市が協力することが妥当と認められた計画については、市街化調整区域での建築物設置の許可、関係住民への情報提供、環境モニタリングの実施を市が協力して行う。

### ■中沼リサイクル団地の造成・管理（リサイクル団地管理費）

全国的な用地難、周辺住民の反対、民間処理施設の絶対的な不足などを背景にリサイクルの中核となる処理施設群を全国に先がけて、札幌市が造成したもの。

- ・位置：札幌市東区中沼町45番地1ほか
- ・面積：約23ha
- ・造成期間：平成6年～平成8年度
- ・現在の施設：廃コンクリート再生施設、廃タイヤリサイクル施設、その他10施設

## 4 不法投棄対策等について

### (1) 不法投棄防止事業

#### ① 監視パトロール

(直営) 不法投棄監視指導員 4 名が車両 2 台により市内を巡回監視 (期間: 通年)

(委託) 警備会社による監視パトロール (夜間、土日・祝日: 期間 5 月～11 月)

#### ② 監視カメラによる監視

#### ③ ヘリコプターによる空からの監視 (年 2 回: 春・秋)

#### ④ 市民・事業者との協働による監視

・不法投棄ボランティア監視員 (平成 24 年度末現在: 536 名)

・事業者との不法投棄監視協定 (平成 24 年度末現在: 5 団体)

### (2) 特別管理産業廃棄物適正処理監視強化対策事業

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを、特別管理産業廃棄物という。

#### ○PCB 廃棄物

・保管事業場立入調査件数 392 件 (平成 24 年度)

・PCB 廃棄物の保管及び処分状況等届出書の受理

(保管事業者数 563 件 (平成 24 年末現在))

#### ○感染性廃棄物

・病院への立入調査 22 件 (平成 24 年度)

### (3) ポイ捨て等防止啓発・指導事業

#### ① 巡回体制

散乱等防止指導員 2 名と警備員 1 名の体制で年末年始を除いて毎日実施

#### ② 巡回場所

市内中心部の喫煙制限区域を重点的に実施。2 週間に 1 回の割合で地下鉄駅周辺を巡回

#### ③ 過料適用者 308 名 (平成 24 年度)

#### ④ 市民・観光客への周知

・ホテル、観光バス会社、旅行会社、大学、専門学校への周知

・市民便利帳、観光マップへの掲載

・札幌夏まつり、雪まつり会場での周知 (看板) など